

滋賀文教短期大学研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、滋賀文教短期大学（以下「大学」という。）において研究を遂行するうえで求められる研究者の倫理的基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究」とは、研究計画の立案、実施、成果発表等に至る全ての活動をいい、それらに付随する全ての事項を含むものとする。

2 この規程において「研究者」とは、大学において研究活動に従事する者をいう。

また、学生や研究生等であっても研究活動に従事するときは、「研究者」に準ずるものとする。

3 この規程において「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見及び経緯等を公表する全ての行為を含むものとする。

4 この規程において「不正行為」とは、捏造、改ざん、盗用をいう。また、研究活動上の不適切な行為であって、研究倫理からの逸脱の程度が甚だしいものをいう。

(委員会)

第3条 大学は、この規程の目的を達成し、かつ適切な運用を図るため、滋賀文教短期大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員は、滋賀文教短期大学運営協議会委員をもってあてる。

3 前項の他、学長が指名した者を委員とする。

(責務)

第4条 研究者は、法令及びこの規程を遵守し、自らの責任で研究を遂行しなければならない。

2 研究者は、研究活動上の不正行為を行ってはならない。

3 委員会は、研究活動に関わる不正行為を防止するために啓発活動を行わなければならない。

4 委員会は、研究活動に不正行為が認められた場合には、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、説明責任を果たさなければならない。

5 委員会は、研究倫理に関して、苦情、相談及び、告発等がある場合、適切な措置を講じなければならない。

(学長の承認)

第5条 研究者は、公的な助成金を受けて遂行する研究、及び外部の機関等と研究を遂行するときには、学長の承認を得なければならない。

(情報等の収集)

第6条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段で、研究のための情報、データ、資料等を収集しなければならない。

2 研究者が、研究のために情報、データ、資料等を収集する場合には、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

(説明責任と提供者の同意)

第7条 研究者は、個人情報等の提供等を受けて研究を行うときは、提供者に対して、その目的、収集及び発表方法等について説明し、提供者の同意を受けなければならない。

2 組織、団体等から、当該組織及び団体等に関する情報、データ、資料等の提供を受けるときも前項に準ずるものとする。

(個人情報の保護)

第8条 研究者は、研究のために収集した情報、データ、資料等で、個人を特定できるものは、これを他に漏らしてはならない。

2 個人情報の保護に関しては、「学校法人松翠学園個人情報保護規程」に準じる。

(情報等の管理及び開示)

第9条 研究者は、研究のために収集又は生成した情報、データ、資料等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、法令等及び大学の規程等に従い、研究のために収集又は生成した情報、データ、資料等を一定期間適切に保管し、開示の必要性が認められるときには、これを開示しなければならない。

(材料等の安全管理)

第10条 研究者が、研究において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係する取扱規程及び要領、並びに法令等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた廃棄物及び使用済みの材料等について、責任をもって適切な最終処理を行わなければならない。

(発表)

第11条 研究者は、研究成果を広く社会に還元するため、原則として公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のため制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとすることができる。

(オーサiership(原著者の基準))

第12条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサiershipを認められる。

(他の研究者の評価)

第13条 研究者が、論文査読及び審査委員等の委嘱を受けて、他の研究者の研究業績の評価に関わるときは、評価基準及び審査要項等に基づき公正に評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価で知りえた情報の不正利用及び当該業績に関する秘密を公表してはならない。

(懲戒)

第14条 研究者は、第4条に規定する措置の結果によっては、「滋賀文教短期大学就業規則」に従い処罰されることがある。

2 前項において、研究者が学生である場合には、「滋賀文教短期大学懲戒処分規程」に従い処罰されることがある。

(改廃)

第15条 本規程を改廃する場合は、学長は委員会、教授会に意見を求め、意見を参考にこの規程の改廃を行わなければならない。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。